

令和4年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和5年5月23日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料7-1

令和5年5月23日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料 7 - 2

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9～15
当該年度の活動計画書及び収支予算	16～18

【参考資料】

まちぢ茅ヶ崎第13号	19～20
防災“も”まちづくりワークショップ	21～28

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎地区は、茅ヶ崎駅があることから茅ヶ崎市の玄関口として位置付けられている状況にあり、特に、まちづくりに関しては、道路、街並み、自転車、ゴミ、景観、バリアフリー等の環境整備など多くの課題を抱えている状況にあります。

また、民家・商店街が密集している地区であり、地震・火災などの災害のダメージが大きい地区であることから、広域防災対策が必要となっております。また、防犯・火災・交通等に対する安全・安心なまちづくりが要望されています。

茅ヶ崎地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければなりません。

また、従来自治会が担ってきた地域における調整機能をさらに高め、地域横断的な取組みを進めることが必要になることから、地域と市が連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、地域住民と市が協働して取り組む新たな地域コミュニティ「(仮称) 茅ヶ崎地区まちぢから協議会」を組織していくこととなりました。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表

茅ヶ崎地区まちから協議会

審 査 基 準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況 (R 5 年度)
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市が定める区域内（茅ヶ崎地区）を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図1」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「茅ヶ崎地区に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり19自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（4）規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会 ・包括支援センター・福祉相談室 ゆず ・ボランティアセンターちがさき ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・梅田地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・梅田学区青少年育成推進協議会 ・梅田学区子ども会連合会	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第21条（2）に部会の設置に関する規定あり	・申請時と同様で変更無し 規約第21条（2）に部会の設置に関する規定あり。 規約第22条に部会の構成に関する規定あり。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第4条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称、組織及び活動区域
- 第2条 所在地
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 顧問
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任期
- 第9条 役員の職務
- 第10条 会議
- 第11条 総会の構成
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 役員会の構成
- 第17条 役員会の招集
- 第18条 役員会の議決事項
- 第19条 運営委員会の構成
- 第20条 運営委員会の招集
- 第21条 運営委員会の議決事項
- 第22条 部会の構成
- 第23条 事務局
- 第24条 事務局の所掌事務
- 第25条 事業及び会計年度
- 第26条 経費
- 第27条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第28条 必要事項

(名称、組織及び活動区域)

第1条 この会は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会（以下「協議会」と称し、市長が告示する区域内（以下「茅ヶ崎地区」）の市民及び区域内で活動する各種団体で組織する。

2 協議会の主として活動する区域は茅ヶ崎地区とする。

3 協議会の設立年月日は平成28年3月6日とする。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、茅ヶ崎地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市元町10番33号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 茅ヶ崎地区住民の福祉に寄与する事業
- (3) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (4) 高齢者及び障害者福祉に関する事業
- (5) 環境に関する事業
- (6) 防災に関する事業
- (7) 交通安全及び防犯に関する事業
- (8) 茅ヶ崎地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること
- (9) 他地区との情報交換に関すること
- (10) その他茅ヶ崎地区的発展に寄与する事業

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は40名以内とする。

- (1) 茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長
- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
- (3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表
- (4) 青少年育成等に関する地域団体の代表
- (5) 安全・防犯に関する地域団体の代表
- (6) 防災に関する地域団体の代表
- (7) 生活環境に関する団体の代表
- (8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
- (9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表

(10) 地域振興分野に関する団体の代表

(11) 協議会が推薦する者

(12) 公募により認められた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問には、茅ヶ崎地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。

3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計 2名

(5) 監事 2名

2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)

(3) 事務局長は、協議会の事務等を処理すると共に事務局を統括する。

(4) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

(5) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、部会及び運営委員会とする。

2 会議(部会を除く)は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができ

きない。ただし委任状の提出があった者については、出席があつたものとみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数

(3) 開催目的、協議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき及び第9条第1項第5号の規定により監事から請求があつたときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に関すること

(2) 事業計画及び予算に関すること

(3) 役員の選任及び解任に関すること

(4) 規約の制定及び改正に関すること

(5) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）

(3) 開催目的、協議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印

をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、協議会の会長とする。

3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項

(2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものに関する事項

(3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、会長とする。

3 運営委員会には、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び役員会に付議すべき事項

(2) 部会等の設置及び廃止に関する事項

(3) 各部会が協議した事業に関する事項

(4) 本会の委員の入会又は退会の承認に関すること

(5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項

(6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項

(8) その他、提案された事項

(部会の構成)

第22条 部会は、委員及び部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 その他の事項については部会ごとに別途定める。

(事務局)

第23条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長を置く。

3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第24条 事務局は、次の事務を処理する。

(1) 会議への出席

(2) 会議の開催通知書の作成及び送付

(3) 会議の資料の作成

(4) 会議の議事録の作成

(5) 会計事務に伴う資料の作成

(6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整

(7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(8) 協議会活動に関する広報活動

(9) その他必要な事項

(事業及び会計年度)

第25条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第26条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第27条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第28条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年3月6日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第8条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成30年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成29年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月21日から施行する。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会 令和4・5年度運営委員名簿

該当分野	No	団体名	氏名	協議会役職
茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長	1	本町第一自治会	岸 齊一	監事
	2	本町第二自治会	山田 政義	
	3	本町第四自治会	城田 稔行	会長
	4	茅ヶ崎グリーンハイツ自治会	若林 誠	
	5	パークタウン茅ヶ崎自治会	岡西 毅★	
	6	パークタウン茅ヶ崎第二住宅自治会	越膳 敏之	
	7	元町第一自治会	古谷 佳三	
	8	元町第二自治会	上野 國光	
	9	新栄町第一自治会	岡崎 芳彦	
	10	新栄町第二自治会	長谷川 正雄	
	11	十間坂自治会	河内 昇	
	12	矢畑南自治会	永元 俊春★	
	13	ニューライフ自治会	大滝 智子	
	14	茅ヶ崎グランドハイツ自治会	森山 哲郎	
	15	藤和茅ヶ崎ハイタウン自治会	直井 隆★	
	16	藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎自治会	膳棚 敬一郎★	
	17	パークスクエア湘南茅ヶ崎自治会	越川 善雄	副会長・事務局長
	18	レクセルマンション茅ヶ崎自治会	神谷 昌裕	
	19	ザ・パークハウス茅ヶ崎自治会	田中 憲輔★	
地域福祉全般に関する地域団体の代表	20	茅ヶ崎地区社会福祉協議会	川戸 茂	副会長
	21	茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会	井上 明	会計
	22	包括支援センター・福祉相談室 ゆず	石田	
	23	ボランティアセンターちがさき	伊藤 久重	
健康・スポーツに関する地域団体の代表	24	梅田地区体育振興会	本間 廣市	
青少年育成等に関する地域団体の代表	25	梅田学区青少年育成推進協議会	益田 和子	
	26	梅田学区子ども会連合会	柿澤 政雄★	
地域住民の交流・絆づくりを進める団体	27	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会	安彦 光雄	会計
	28	茅ヶ崎婦人クラブ連合会茅ヶ崎地区	坂巻 隆	
	29	十間坂婦人会	伊藤 真知子	監事
地域振興分野に関する団体の代表	30	銀座商興会		
規約に定める部会長	31	防災部会	佐藤 昭弘★	
公募により認められた者	32	公募委員	阿部 蘭	
	33	公募委員	山下 常雄	
	34	公募委員	森 俊之	
	35	事務局員	祖一 光男	

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和4年 4月 7日（木）	4月役員会	(1) 総会及び4月運営委員会の進め方 (2) 運営委員会次第 (3) 総会資料案について (4) 委員名簿、連絡体制について
4月 16日（土）	定期総会	(1) 議案第1号 令和3年度事業実施報告 (2) 議案第2号 令和3年度収支決算報告、 及び会計監査報告 (3) 議案第3号 令和4年度度事業計画（案） (4) 議案第4号 令和4年度度収支予算（案） (5) 議案第5号 令和4・5年度役員の選任（案） ＊ いずれの議案も、特に異議はなく承認された。
4月 16日（土）	4月運営委員会	(1) 委員自己紹介 (2) 防災部会について
5月 12日（木）	5月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 事務局に広報担当増員について (3) 総会議事録確認 (4) 運営委員会議事次第 (5) 委員名簿、連絡体制他 (6) 「まちぢ茅ヶ崎」の発行計画 (7) 自治会長連絡会について (8) 防災“も”まちづくりワークショップについて
5月 21日（土）	5月運営委員会	(1) 5月連絡会報告 (2) 防災部会について広報紙の発行について (3) 当地区的広報紙・ホームページについて ＊ 終了後自治会長連絡会開催
6月 9日（木）	6月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) ホームページ勉強会及び運用、広報紙について (4) 防災“も”まちづくりワークショップについて (5) 市まちぢから協議会連絡会情報交換について (6) 国道I号線（本村）の信号機設置要望について (7) 本村元町通り水たまり解消工事について (8) 市民集会について (9) 地区防災訓練日程変更について

6月18日（土）	6月運営委員会	(1) 6月連絡会報告 (2) 市まちぢから協議会連絡会情報交換会について (3) 防災部会について (4) 市民集会について (5) 国道I号線（本村）の信号機設置要望について (6) ホームページの活用及び広報紙「まちぢ茅ヶ崎13号」について * 終了後自治会長連絡会開催
7月14日（木）	7月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 市民集会について (4) ホームページ勉強会及び運用、広報紙について (5) 防災“も”まちづくりワークショップについて (6) 国道I号線（本村）の信号機設置要望について
7月23日（土）	7月運営委員会	(1) 7月連絡会報告 (2) 広報紙の発行について (3) 市民集会について (4) 国道I号線（本村）の信号機設置要望について (5) 防災部会について * 終了後自治会長連絡会開催
8月11日（木）	8月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 市民集会について (4) 地区防災訓練について (5) 国道I号線（本村）の信号機設置要望について (6) 防災“も”まちづくりワークショップについて (7) 広報紙配布作業について (8) コミセン管理運営委員追加推薦について (9) パソコン購入の報告
8月20日（土）	8月運営委員会	(1) 市民集会について (2) 防災部会について (3) 国道I号線（本村）の信号機設置要望について (4) 広報紙「まちぢ茅ヶ崎13号」発行について * 終了後自治会長連絡会開催
9月15日（木）	9月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 市民集会について（報告） (4) 地区防災訓練について (5) 広報紙「まちぢ茅ヶ崎14号」について (6) 国道I号線（本村）の信号機設置要望について (7) 防災“も”まちづくりワークショップについて

9月24日(土)	9月運営委員会	(1) 9月連絡会報告 (2) 防災部会について (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 広報紙「まちぢ茅ヶ崎14号」発行について (5) 国道I号線(本村)の信号機設置要望について * 終了後自治会長連絡会開催
10月13日(木)	10月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第市への要望のとりまとめについて (3) 市民集会について (4) 防災“も”まちづくりワークショップについて (5) 広報紙「まちぢ茅ヶ崎14号」について (6) 国道I号線(本村)の信号機設置要望について (7) 市議会議員との懇談会について (8) 地区一斉清掃中止について (9) 自治会長連絡会の内容について
10月22日(土)	10月運営委員会	(1) 10月連絡会報告 (2) 防災部会について (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 国道I号線(本村)の信号機設置要望について (5) 市議会議員との懇談会について (6) 地区一斉清掃中止について * 終了後自治会長連絡会開催
11月10日(木)	11月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 国道I号線(本村)の信号機設置要望について (5) 市議会議員との懇談会について (6) 今後の地区一斉清掃について (7) 市まちぢから協議会連絡会研修会について (8) 自治会長連絡会の内容について
11月18日(土)	11月運営委員会	(1) 11月連絡会報告 (2) 防災部会について (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 国道I号線(本村)の信号機設置要望について (5) 市議会議員との懇談会について (6) 広報紙「まちぢ茅ヶ崎14号」発行について (7) 視察研修について * 終了後自治会長連絡会開催

12月15日（木）	12月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 市議会議員との懇談会について (4) 防災“も”まちづくりワークショップについて (5) 1月新年会について (6) 2月視察研修について (7) 2023年度年間スケジュールについて (8) (仮称) 福祉部会設立について (9) 自治会長連絡会の内容について
12月17日（土）	12月運営委員会	(1) 12月連絡会報告 (2) 防災部会について (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 新年会について (5) 2月視察研修について * 終了後「市議会議員との懇談会」開催
令和5年 1月12日（木）	1月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 2月視察研修について (5) 1月新年会について (6) 令和5年度の活動の基本的考え方 (7) 2023年度年間スケジュールについて (8) (仮称) (チームオレンジ) 設立について (9) 「地域福祉を考える地区懇談会」について
1月21日（土）	1月運営委員会	(1) 1月連絡会報告 (2) 防災部会について (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 2月視察研修について (5) 令和5年度の活動の基本的考え方及び年間日程 (6) 茅ヶ崎地区概況（要支援者のデータ中心に） 及び認知症等について
2月9日（木）	2月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 防災“も”まちづくりワークショップについて (3) 2月視察研修について (4) 総会資料の作成・スケジュール (5) チームオレンジ部会設立について (6) 防災部会 IIUG 訓練報告 (7) 運営委員会議事次第 (8) 自治会長連絡会について

2月18日（土）	2月運営委員会	(1) 2月連絡会報告 (2) 防災部会について (3) 防災“も”まちづくりワークショップについて (4) 2月視察研修について (5) 令和5年度の事業計画（案）について (6) まちぢから協議会規約第5条改定（案） * 終了後自治会長連絡会開催
3月9日（木）	3月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 総会資料（案）について (3) 総会進行について (4) 運営委員会議事次第 (5) 5月の地区一斉清掃について (6) 自治会長連絡会について
3月18日（土）	3月運営委員会	(1) 市連絡会報告 (2) 総会資料（案）について (3) 防災部会について (4) 5月の地区一斉清掃について

* 例月の運営委員会においては、掲載の議題の他に協議会を構成する各団体・茅ヶ崎地区コミセンからの連絡・周知がされた。

（2）防災部会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和4年 4月6日（水）	第1回防災部会	・令和4・5年度部会長・副部会長選任について ・令和4年度事業計画について ・防災リーダーフォローアップ研修について
5月11日（水）	第2回防災部会	・防災リーダーフォローアップ研修について
6月1日（水）	第3回防災部会	・防災リーダーフォローアップ研修について
7月6日（水）	第4回防災部会	・防災リーダーフォローアップ研修について ・地区防災訓練について
8月3日（水）	第5回防災部会	・地区防災訓練について
9月7日（水）	第6回防災部会	・地区防災訓練について
10月5日（水）	第7回防災部会	・地区防災訓練について
11月2日（水）	第8回防災部会	・今後の活動について
12月7日（水）	第9回防災部会	・図上訓練「避難所運営訓練HUG」について
令和5年 2月1日（水）	第10回防災部会	・図上訓練「避難所運営訓練HUG」実施
3月1日（水）	第11回防災部会	・「避難所運営訓練HUG」の振り返りについて ・来年度の活動について

2 事業の実施

実施事業	実施日	事業の内容
地区一斉清掃	5月7日（土） 11月5日（土）	(中止)
防災リーダー フォローアップ研修	7月9日（土）	防災倉庫（地区内3自治会）見学
市民集会	9月11日（日）	テーマ「新国道線」（茅ヶ崎地区コミセン） 参加者 市民35名、市職員7名 計43名
地区防災訓練	10月15日（土）	防災講話・図上訓練クロスロード（梅田小体育館） 参加者90名
市議会議員との 意見交換会	12月17日（土）	地区関連の議員5名とまちぢから協議会運営委員 との意見交換会 (茅ヶ崎コミセン)
広報紙発行	9月1日発行 1月1日発行	広報紙「まちぢ茅ヶ崎」 13号・14号全戸配布
「防災”も”まちづくり ワークショップ	11月13日（日） 12月11日（日） 1月29日（日）	「地域が主体の防災まちづくり」に取り組むきっかけ作りを目的としたワークショップ (市役所、地域のまち歩き) 参加者40名 自治会を中心に約40名の参加
視察研修	2月24日（金）	市環境事業センター、寒川広域リサイクルセンター、市堤十二天一般廃棄物最終処分場、(株)都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所 参加17名
地域福祉を考える 地区懇談会	3月11日（土）	住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会 パート12 「家庭児童相談室から見える子どもたち」 (地区社協主管事業) 出席29名

* コロナ禍の影響で一部の事業を中止し、開催した事業も開催方法の変更や参加人数を絞るなどの感染拡大防止の対応をした。

令和4年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会収支決算書

収入の部

項目	予算額	決算額	内訳
前年度繰越金	583,661	583,661	預金 52,402 預金 531,259
自治会負担分	198,700	198,700	内 防災訓練分 68,800
補助金（市より） 運営等助成金	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金（運営等助成金）
補助金（市より） 防災対策課	122,000	36,000	地区防災訓練補助金
受取利息	5	5	預金利息
合 計	1,154,361	1,068,366	

支出の部

項目	予算額	決算額	内訳
運営費 （本部 + 部会）	会議費	130,000	161,017 お茶代（防災部会含む）、運営委員会新年会（食事代）
	会費	60,000	まちぢから協議会連絡会負担金
	広報紙発行費	70,000	広報紙「まちぢ茅ヶ崎」2回発行
	一斉美化清掃費	0	事務費に含む（回覧書類等）
	市民集会費	40,000	お茶代
	協賛費	10,000	0 協賛先なし
	地区防災訓練費	190,000	ラミネーター及びフィルム購入、消毒液、お茶代、北代
	市議会議員意見交換会費	40,000	0（お茶代・・・会議費に含む）
	視察研修費	200,000	茅ヶ崎市、寒川町 環境関連施設視察
	近隣地区情報交換会費	40,000	0 新型コロナウイルス拡大防止の為中止
	事務費	80,000	書類コピー・印刷代、事務用品類、資料郵送代
	消耗備品費	150,000	パソコン購入、プリンタ用インク代、USBケーブル 他
	雑費	5,000	振込手数料 等
小計（本部+部会）		1,015,000	592,288
予備費	139,366	20,000 横森昭男氏香典代	
次年度繰越金	0	現金 98,814 預金 357,264	
合 計		1,154,366	1,068,366

令和5年4月13日

上記の通り令和4年度収支決算を報告致します。

会長 城田 穎行

会計 安彦 光雄

会計 井上 明

令和4年度収支決算について監査の結果、適正であると認めます。

監事 岸 斎一

監事 伊藤 眞知子

1 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会及び事業を実施する。

（1）課題把握

市民集会に限らず、各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、分野毎に課題を整理するとともに、課題解決までの方法等について検討を行う。

（2）課題解決

把握した課題を運営委員会で協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決に取り組む。協議会の活動により課題解決へ取り組む場合には、部会等の課題解決に適した組織を設置する。行政への要望が必要な案件については市民集会等を通じて要望、または適宜要望を伝える。

（3）広報活動

茅ヶ崎地区まちぢから協議会の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。広報紙の発行は年間2～3回を予定している。

また、広報活動の強化を図るため広報部会の設立を進める。

（4）防災に関する活動

防災部会

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地区防災訓練の企画運営、及び防災リーダーに対するフォローアップ研修・懇談会（情報交換）等を通じて地域の防災力の向上を図る。

（5）運営委員会メンバーの交流促進

勉強会（視察研修等）、親睦会（新年会等）、各種団体行事の活用。

（6）地域共同活動の促進

防災“も”まちづくりシンポジウムの開催。

防災“も”まちづくりワークショップでの地域分けを活かしたグループ活動が継続できるような運営委員会の工夫の検討。

（7）まちの力の醸成

既存の自治会及び各種団体の枠にとらわれない活動の検討。

2 運営委員会・役員会の予定

会議名	期 日	場 所
運営委員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
役員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター

* なお、運営委員会、役員会ともに、会議を構成する委員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

3 事業等の計画

事業名	日 程	場 所
地区一斉清掃	5月13日(土)(予定) 11月18日(土)(予定)	茅ヶ崎地区内
防災リーダー フォローアップ研修	7月(予定)	未定
市民集会	9月 9日(土)(予定)	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
地区防災訓練	10月 14日(土)(予定)	梅田小学校
視察研修	11月(予定)	未定
防災もまちづくり シンポジウム	11月(予定)	未定
市議会議員意見交換会	12月 16日(土)	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
防災リーダーとの懇談会 (情報交換)	2月(予定)	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会	3月 9日(土)	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
広報紙「まちち茅ヶ崎」 発行	年2~3回	
研修会	未定	未定

* 上記事業の詳細については役員会・運営委員会等で検討し実施する。また、新型コロナウイルス感染状況の推移が見通せない中、事業計画は会議での協議によりその実施時期、内容ともに臨機応変に変更するものとする。

4 事業の実施に向けた検討

地域課題の把握に努める。また、市民集会等で採り上げてきた生活環境の改善や自転車・交通安全等に関する地域課題を解決できるよう、事業の実施を検討する。

令和5年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会収支予算書

収入の部

項目	予算額	内訳
前年度繰越金	456,078	現金 98,814 預金 357,264
自治会分担金	198,100	内 防災訓練分 68,400
市補助金（市民自治推進課）	250,000	認定コミュニティ助成金（運営等助成金）
市補助金（防災対策課）	122,000	地区防災訓練補助金
受取利息	5	預金利息
合 計	1,026,183	

支出の部

項目	予算額	内訳
運営費	会議費	120,000 お茶代（防災部会含む）、運営委員会新年会（食事代）
	会費	50,000 まちぢから協議会連絡会負担金
	広報紙発行費	45,000 広報紙「まちぢ茅ヶ崎」2～3回発行
	一斉美化清掃費	0 事務費に含む（回覧書類等）
	市民集会費	30,000 お茶代、啓発品代
	協賛費	10,000 協賛先未定
	地区防災訓練費	200,000 軍手、啓発品、他
	市議会議員意見交換会費	30,000 お茶代、懇親会（会費制）
	視察研修費・研修会費	150,000 バス代、駐車料金、昼食代、他
	近隣地区情報交換会費	30,000 お茶代、懇親会（会費制）
	事務費	60,000 書類コピー・印刷代、事務用品類、資料郵送代、他
	消耗備品費	100,000 プリンター用インク代、事務機器、他
	雑費	2,000 振込手数料、他
	小計	827,000
	予備費	199,183
	次年度繰越金	0
合 計	1,026,183	

令和5年4月13日

上記の通り令和4年度収支予算（案）を報告致します。

会長 城田 穎行

会計 安彦 光雄

会計 井上 明



～みんなで創る みんなのまち～ 第13号

まちぢから協議会

まちぢから協議会とは？



地域住民主体のまちづくり、自助・共助のまちづくり、協議の場、まちの力の醸成などのため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体、及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行っています。

茅ヶ崎地区の構成団体

- **自治会(19団体)** 本町第一自治会、本町第二自治会、本町第四自治会、茅ヶ崎グリーンハイツ自治会、パークタウン茅ヶ崎自治会、パークタウン茅ヶ崎第二住宅自治会、元町第一自治会、元町第二自治会、新栄町第一自治会、新栄町第二自治会、十間坂自治会、矢畑南自治会、ニューライフ自治会、茅ヶ崎グランドハイツ自治会、藤和茅ヶ崎ハイタウン自治会、藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎自治会、パークスクエア湘南茅ヶ崎自治会、レクセルマンション自治会、ザ・パークハウス茅ヶ崎自治会
- **教育福祉関連団体(11団体)**
茅ヶ崎地区社会福祉協議会、茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター・ゆず、ボランティアセンターちがさき、梅田地区体育振興会、梅田学区青少年育成推進協議会、梅田学区子ども会連合会、茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会、茅ヶ崎老人クラブ連合会茅ヶ崎地区、婦人会、商店街
- **公募委員(3名)**

令和4年度主な活動

- 5月 地区一斉清掃(今年度は中止)
- 6月 他地区のまちぢから協議会との情報交換会
- 7月 防災リーダーフォローアップ研修
- 9月 市民集会
- 10月 地区防災訓練
- 11月 防災“も”まちづくりワークショップ、地区一斉清掃、視察研修
- 12月 市議会議員との意見交換会
- 2月 防災リーダーとの情報交換会

茅ヶ崎地区の困りごと・課題

市民集会では、茅ヶ崎地区の課題について、市と共有し、解決に向けた話し合いを行っています。

- 令和3年度のテーマ
- ・自転車マナー、交通ルール
 - ・JR相模線を立体交差で横断する新国道線工事の進捗
 - ・国道1号線の本村陸橋の撤去や横断歩道の設置
 - ・北茅ヶ崎駅のバリアフリー化、駅周辺の横断歩道の設置
 - ・元町本村通りの雨天時の水たまり対策
 - など

暮らしやすいまち
安全・安心
きれい
つながり

茅ヶ崎地区
まちぢから協議会
のホームページ



躍動した選手たち ソフトボール大会



6/19(日)梅田地区体育振興会主催の第40回ソフトボール大会が梅田中学校グランドで開催されました。荒天及び新型コロナウイルス感染拡大で中止が続き、久しぶりの開催で、また、コロナ禍ということもあります。参加チームは、本村、十間坂A、十間坂B、矢畑南の4チーム。決勝は、十間坂A（消防団員中心）と十間坂B（少年野球コーチ中心）で十間坂Bのホームラン2本による4得点の4対0で優勝という結果でした。

天候にも恵まれ、久しぶりに会う人も多く、楽しいひと時を過ごすことができました。

いざという時のため 防災リーダーフォローアップ研修



最初にコミセンで受付



パークタウン茅ヶ崎自治会防災倉庫



班ごとに徒步で移動



元町第二自治会防災倉庫



本町第四自治会防災倉庫



見学後の意見交換会

茅ヶ崎地区防災リーダーフォローアップ研修を7/9(土)に実施し、新型コロナウイルス感染拡大前から企画していた、地区内の防災倉庫見学がようやく開催できました。

茅ヶ崎地区コミュニティセンターに集合し、3班に別れて本町第四自治会、パークタウン茅ヶ崎自治会、元町第二自治会の3自治会の防災倉庫を見学させていただきました。

その後、班ごとに見学した感想や今後の防災倉庫について意見交換をしたところ、特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、防災訓練や防災備品を使用するイベントが中止になっていて実際に使えるかどうかの確認が出来ていない等の課題があがりました。

参加いただいた防災リーダーそれぞれ気づきがあったと思いますので、自身の自治会で展開していただくと共に、茅ヶ崎地区としても連携を取った防災活動の必要性を再確認する機会となりました。

この度、ご協力いただきました3自治会にあらためて感謝申し上げます。

第1回 茅ヶ崎地区 防災“も”まちづくりワークショップ開催概要

1 開催概要

日 時 令和4年11月13日(日) 9:00~12:00
場 所 茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室4, 5
参加者数 約40名

2 プログラム

- ① 開催のあいさつ……………茅ヶ崎地区まちぢから協議会 会長 城田 槟行
- ② ワークショップ趣旨説明……………茅ヶ崎市都市部都市政策課 元藤 瑞梨
- ③ 基調講演 テーマ「防災“も”まちづくり」・東京大学生産技術研究所 加藤 孝明 教授
- ④ 災害時の被害想定 / 災害をイメージする…NPO法人 日本都市計画家協会 神谷 秀美
- ⑤ ワーク・ディスカッション / 地域防災力を強化
- ⑥ 発表
- ⑦ 閉会のあいさつ……………茅ヶ崎地区まちぢから協議会 副会長 越川 善雄
- ⑧ 次回の確認

3 ワークショップ内容

◆開催のあいさつ

茅ヶ崎市では、市内13地区のまちぢから協議会もしくは自治会連合会に対し、年に1地区ずつ、防災“も”まちづくりワークショップを実施しています。

茅ヶ崎地区では、まだ、このワークショップが開催されていないことを知り、是非、実施したいと思っていました。

この機会を活かして、みんなで茅ヶ崎地区のまちづくりを考える機会にしたいと思います。



茅ヶ崎地区まちぢから協議会
会長 城田 槟行 氏

1

2

●外してはならない3つのツボ

- ① 災害リスクを確実に理解する
- ② 自助・公助・共助のあるべき姿
(あるべき姿を共有し、地域と行政が建設的な議論の場を創出すること)
- ③ 総合性 (防災だけではなく総合的に地域課題を考える)
- 内発性 (自分達でやるべき・やりたいと思う機運を高めること)
- 自律発展性 (やりながら内容が膨らんでいくこと)

●「防災“も”まちづくり」とは?

- ① 防災「だけ」ではなく、防災「も」。日ごろの活動の中に防災を埋め込む工夫が必要。
- ② 1回やって終わりではなく、持続性を高める(負担感を低減する)。
- ③ 前向きな力を引き出す。

●こんなことが「防災“も”まちづくり」

秋田県男鹿市の伝統文化である「なまはげ」は、地区の未婚の男性が「なまはげ」に扮し、人々を巡って厄払いをしたり、厄除けを諭したりするのですが、実は、年に1回、各家庭の暮らしづらいや子供や高齢者の状況を確認する機会になっています。このように、「防災」を意識しなくとも自然に災害時の備えができる。このような取り組みが「防災“も”まちづくり」の典型と言えます。

茅ヶ崎地区でもこの機会に、「防災“も”まちづくり」に取り組んでいただきたい。

◆災害時の被害想定

日本都市計画家協会理事の神谷秀美氏が、茅ヶ崎市のハザードマップの情報を活用して、延焼火災、建物の倒壊、液状化、水害等の茅ヶ崎地区で起こりうる災害について説明をしました。

また、これまでの災害の事例から、どのような被害状況が考えられるかを説明をしました。

その上で、茅ヶ崎地区内は、地区内でも懸念される被害が異なること、また、茅ヶ崎地区は周辺に比べて、比較的被害が少ない反面、他の地区と異なり、帰宅困難者や、特に被害が大きいJR東海道本線の南側の住民が茅ヶ崎地区に逃げてくることも考えられ、地域の防災を考える上で、このようなこともイメージする必要があることが説明されました。



NPO法人 日本都市計画家協会
神谷 秀美 氏

3

◆基調講演 「防災“も”まちづくり」とは?

●講演内容

1. 最近の災害を振り返る
2. 地域から始める「防災“も”まちづくり」
がなぜ必要か?
3. 地域から始める「防災“も”まちづくり」
の取り組み方
4. 外してはならない3つのツボ
5. 「防災“も”まちづくり」とは?



東京大学生産技術研究所
加藤 孝明 教授

●最近の災害を振り返る

地震時に、度々ブロック塀の倒壊による被害が起りますが、これは過去の災害の経験が継承されていないことを示しており、大きな課題です。

近年の気候変動により、台風の数が少なくなるという傾向がある一方で、1つ1つの台風の規模が大きくなり、被害も拡大する傾向があるようです。

数年前に糸魚川市の市街地で大規模な延焼火災がありましたが、この火災により消失した面積は約3万m²でした。茅ヶ崎市の延焼クラスターの面積は、糸魚川の面積よりも何倍も広いことから、火災・延焼に注意し、防災活動に取り組むことが求められます。

●地域から始める「防災“も”まちづくり」がなぜ必要か?

行政の業務が多様化し、縦割り構造の中で、ボトルネック化し対応しきれなくなっています。細くなった隙間を埋めるためには、共助という視点が大切で、例えば、商店街が防災や福祉に取り組む等、様々な取り組みを掛け合わせ多目的化することが必要です。

行政だけを頼りにするのではなく、地域から活動を始め、その後に行政が支援するといった形が、理想だと思います。

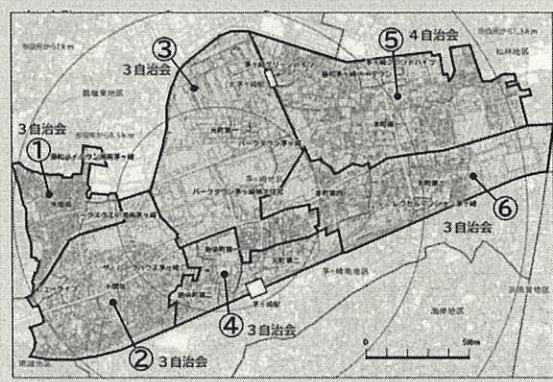
●地域から始める「防災“も”まちづくり」の取り組み方

行政が行うまちづくりは、エンジニアリング的であり、料理で言えば、レシピをもとに器具や食材を揃えて、決まった料理をつくる「急に料理に目覚めたお父さん方式」です。一方で、地域が主体となるまちづくりでは、夕方、冷蔵庫の中を覗き、ある食材でおいしい料理をつくる「夕方のお母さん方式(アリコラージュ)」という視点が必要です。地域から始める「防災“も”まちづくり」の取り組み方としては、地域にある資源や人材を上手に活用して、工夫しながら、防災に取り組むことが重要です。

◆ワーク・ディスカッション

茅ヶ崎地区を6つの区域に区分し、6つのグループを構成しました。

グループごとに、ファシリテーター進行のもと、日常のコミュニティ活動や防災活動の中から、地域の防災力強化に繋がる取り組みを整理しました。加えて、活動の課題、工夫点、そして、次回のまちあるきの際に点検すべき地点について意見をまとめました。



※グループごとにまとめた内容は別紙で整理しています。

4

◆発表

【グループ①】

自治会の加入率が約30%と低いマンションがあります。また、自治会内で温度差があるため、自治会の運営が難しい状況です。
まちづくり、防災の体制づくりが課題です。
防災備蓄庫が4カ所と飽和状態であり、今後のあり方を検討する必要があります。



加藤教授との意見交換

自治会加入率が9割を超えるマンションもあれば、加入率の低いマンションもあるということ、自治会以外の様々な活動の中で、マンション居住者との繋がりを持つ工夫が必要かもしれません。

【グループ②】

祭りや体育祭により、地域コミュニティが活発な地域ですが、新住民との連携が難しく、今後、横の連携を進めていきたいと思います。
国道1号を挟んで、南側の地域は、狭い道路が多く、延焼火災が課題となっている一方で、北側の地域は、延焼火災の心配よりも、浸水が懸念されます。



加藤教授との意見交換

ハザードマップで地域の危険性について確認することも大切ですが、延焼火災については、JR東海道本線の南側で広く延焼する可能性があります。その場合、南側からこの地域へ避難してくる方が多くいると思います。自分たちの避難のこともあります、想定されている被害を広い目で見て、災害時をイメージすることが大切です。

【グループ③】

戸建て住宅は横の繋がりが薄く、コミュニティ形成が課題となっています。
また、防災訓練を実施しても高齢者が中心となるなど、住民の参加意識の醸成が課題となっています。
地域内は飲食店が多く、まちあるきのポイントとしては、北側の工場は避けて、南側の住宅地等を確認したいと考えています。



○加藤孝明教授の全体講評

茅ヶ崎地区はマンションが多いので、マンション居住者を含めた体制づくりが重要になります。
また、この地区には、多様な資源があり、特に人資源については、商業者、企業、医師、若者などとの関係づくりや、さらなる資源発掘の可能性があると思います。
コロナ禍でイベントができていないといった課題があげられましたが、コロナ禍がプラスにも働く可能性が考えられます。
例えば、リモートワークが増え、日中、茅ヶ崎地区内で過ごす、働き盛り男性が増えています。この人たちが、災害時に活躍してもらうことが期待できることや、改めて、お父さんの目で地域を見てみると、まちづくりを進めるきっかけが生まれるのではないかと思います。視点を変えれば、様々な工夫ができると思います。
最後に、災害を減らす視点も重要なですが、地域が主体になるまちづくりでは、いかに難なく災害を乗り越えるかが重要になります。普段からの人付き合いや、何をすべきかについて焦点を当て、今回のワークショップ内で議論していきたいと思います。



◆閉会のあいさつ

本日のワークショップは、内容が濃く、消化不良で時間不足を感じるほど、参加者の皆様から多くの意見をいただきました。これは、第1回のワークショップとしては、成功と言えるのではないかと思います。
3回のワークショップを通じて生まれた成果が、次年度以降の活動に良いかたちで繋がるようにしていきたいと思います。



茅ヶ崎地区まちづくり協議会
副会長 越川 喬雄 氏

【グループ④】

茅ヶ崎駅に近いエリアで、商店街と連携できる可能性がある一方、課題もあります。また、災害時に若者の人手があると良いので、高校生などとの連携ができるのではないか。さらには、医師との連携も重要と考えられます。日常生活において、これらの人との関わりを増やしながら、災害時に連携できるようにしておくことが必要です。



また、子どもイベントを重視して、子どもの見守りや、地域に根ざす若者との関係づくりをしていくことが考えられます。

加藤教授との意見交換

いざとなったときに連携する人材と、事前に体制づくりを進めておくことは、とても重要だと思います。茅ヶ崎地区は、住人だけでなく、茅ヶ崎駅を中心に様々な方が活動しているので、その方たちと連携していくことが有効だと思います。

【グループ⑤】

以前は、夏祭りを実施していたが、人手不足により廃止となり、その他の活動もコロナ禍で中止しているものが多いです。



災害時、マンション住民は避難せず、自宅避難で対応することとしています。その際に、支援物資はどのような扱いになるのか確認ていきたいと思います。

祭りのときに発電機を利用することやテントを設営することが、防災訓練にもなっており、災害時の活動につながる効果があると思います。

【グループ⑥】

コロナ禍で、実施できなかったコミュニティ活動を再開したいと考えています。一斉清掃などを通じて、住民間のコミュニケーションを活性化していきたいと思います。



まちあるきでは、JR東海道本線の地下道を点検したいと思います。

また、カエル公園の用水路を確認したいと思います。今回はみることができませんが、TOTOの工場が広域避難場所になっているので、まちの資源として考えています。

6

5

7

第2回 茅ヶ崎地区 防災“も”まちづくりワークショップ開催概要

1 開催概要

日 時 令和4年12月11日(日) 13:00~16:30
場 所 茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1, 2
参加者数 約50名

2 プログラム

- ① まちあるき・まちあるき結果のまとめ
- ② 商業施設との意見交換……………イオングループ 本田 弘巳 氏・岡野谷 知見氏
- ③ ワーク・ディスカッション
- ④ 発表
- ⑤ 閉会のあいさつ……………茅ヶ崎地区まちから協議会 副会長 越川 善雄
- ⑥ 次回の確認

3 ワークショップ内容

◆まちあるき・まちあるき結果のとりまとめ

第1回ワークショップで、グループごとに話し合った確認ポイントを、実際にまちあるきで見に行きました。

直前まで天気が心配でしたが、当日は天候に恵まれ、温かい日差しの中、グループごとに異なる集合場所から、会場となる市役所に向かって、約1時間をかけてまちあるきを行いました。

いつも見ている場所でも、視点を変えて見てみると、新たな発見や次年度以降の活動に向けたヒントがあったのではないかでしょうか。会場に到着後は、まちあるきの結果をグループ内で話し合いながら、とりまとめを行いました。



1

第1回のワークショップで6つに区分したグループごとに、まちあるきを行いました。



グループ区分

＜まちあるきの様子＞



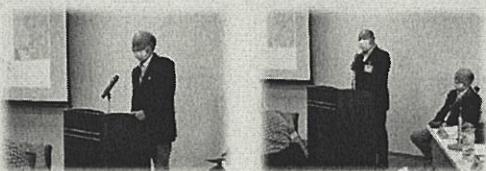
＜とりまとめの様子＞



2

◆商業施設との意見交換

茅ヶ崎地区は、住民のみならず、商業者、企業といった様々な方が活動しているまです。今後、この地区で行う「防災“も”まちづくり」では、そんな方たちと、日ごろから協力体制を築いておこが有効です。今回のワークショップでは、地区内の商業者として、イオングループ株式会社 イオン茅ヶ崎中央店からお二人にお越しいただき、これまでの災害対応やイオンにおける災害への備えについてのお話を頂いたうえで、参加者の皆様と意見交換を行いました。



●本田 弘巳 氏のお話

これまでの災害対応としては、2019年の台風19号のことが挙げられます。それまで、災害の少ない茅ヶ崎市では、災害対応に縁がありました。しかし、台風19号時は、相模川の上流の城山ダムが緊急放流されることが報じられ、浸水想定区域に避難指示が出されました。

イオン茅ヶ崎中央店の立体駐車場は約1,000台の車を収容が可能なことから、市民の方たちから避難場所として使わせてほしいという申し出があり、急遽、営業時間外に駐車場を開放することにしました。

その後、幸いなことに浸水等の被害はなく、台風が通過した午前1~2時頃に、避難していた市民からの要望により、駐車場の出口を開放いたしました。

立体駐車場の開放は、茅ヶ崎市と災害時の協定を結んでいる内容ではありませんが、市民の方たちのご要望に対応した事例となります。

イオンの中でも、直近に建設された店舗は災害対策が行き届いており、津波対応の建物や備蓄機能をもつ店舗もあります。その一方、2000年にオープンしたイオン茅ヶ崎中央店の建物は、必ずしも防火対策が十分とは言えません。ただ、台風19号の経験から、このような建物・駐車場でも、地域における1つのインフラとして、地域の皆様のお役に立てるということがわかりました。今後は、災害への備えとして、地域との連携について、どのようなことができるのか、準備することが課題であると考えます。

●岡野谷 知見 氏のお話

過去の赴任先では、様々な地震を現地で経験しました。2004年10月の中越地震では、小千谷市に居り、震度6の地震でしたが、店舗のスプリンクラーが破裂し、店内が水浸しになる中、お客様の避難誘導を的確に行いました。その後、柏崎刈羽原発のある柏崎市に赴任していた際は1~2ヶ月間の店舗の閉鎖、東日本大震災では、品川の店舗で様々な対応を行いました。

これらの災害では、ライフラインが正常に機能せず、携帯電話はほぼ通じなく、固定電話のみしか使えませんでした。また、中越地震の際は、狭い自動車の中で過ごすことでの血流が悪くなり発症するエコノミー症候群が初めて話題となりました。東日本大震災では、帰宅困難者が話題となり、品川の店舗内のフードコートを開放して帰宅困難者の受け入れを行いました。その後、消防計画に帰宅困難者対策を入れることになりました。

イオンは、住民の方々の助けになるために、どのようなときも店舗を開け、災害時でも水やパンなどを載せてトラックを動かし、商品をお客様に届ける努力をしています。今後、防災や災害時の対応について、地域の方々と一緒に考えていくたいと思います。

●質疑応答

- ・イオンは、災害の経験が会社の中で蓄積・共有されていることがわかりました。また、日常的に安否確認等の訓練をしているからこそ、災害時に行動ができると思うので、地域においても、防災訓練等が重要であることがわかりました。(地域)
- ・イオンでは、正社員、パート社員について、災害時に店舗を開ける際の決まり、連絡方法を準備していますが、ライフラインである通話手段が使えない場合に、どのように連絡をするのが課題となっています。(イオン)
- ・イオン茅ヶ崎中央店は茅ヶ崎市との協定に基づいて、災害時の応急生活物資の供給を行なうことが約束されています。その一方で、台風19号では、立体駐車場の開放という施設の活用を行いました。このような対応については、マニュアル化されているわけではなく、すべて現場の判断で実施しています。(イオン)
- ・イオン茅ヶ崎中央店は協定に基づき、災害時は全市的な対応が求められます。茅ヶ崎地区との連携については、どのようなことができるのか、今後、考えていく必要があります。(イオン)



3

4

◆ワーク・ディスカッション

意見交換のあと、グループに分かれて、以下についてとりまとめを行いました。

- ①まちあるきの主要な点検結果
- ②商業施設等と連携について
- ③このワークショップで気づいたこと、今後の活動の中で活かせそうなこと

【グループ⑥】

プロック崩が災害時に倒壊する可能性がある地点や、幅員が狭い道路で交通量が多いところが課題と思います。

まちの魅力としては、放置自転車が少なくマナーが良いこと、大型店舗や病院があること、住民が茅ヶ崎地区を気に入っているところが挙げられます。

商業施設については、イオンの経験を広く伝えることや、他の企業との足並みを揃え、マニュアル化して連携したい。また、TOTO等の工場との連携も進めていきたいと思います。



加藤教授との意見交換

JR東海道線の南側の市街地は延焼火災が広がる可能性があり、そのような時に、広域避難場所に指定されているTOTOへ、南側の住民が避難してくる可能性があります。茅ヶ崎地区では、自分たちの防災とともに、他地区からの受け入れについても考えておく必要があります。

【グループ⑦】

千ノ川沿いの遊歩道には桜並木があり、この地区の魅力と言えます。この遊歩道は、沿道の市役所、コンビニ、ケーキ屋さんなどの店舗をつなぐものであり、まちづくりの資源になる可能性があると思います。

円蔵小学校・中学校は避難所となっており、災害時には、近くのお医者さんと連携できるよう体制づくりを進めています。

工場やJ.R、神奈川中央交通等の企業とWINWINな連携を考えていきたいです。例えば、災害時にバス車両の開放や、北茅ヶ崎駅周辺の線路の横断等のルールづくりなどが考えられます。コンビニについてはトイレの開放や電源確保、甲羅本店の和室の開放など、連携を検討していきたいです。



5

歩いてみて発見できたことが多いので、今後も日常的なまちづくり活動として、まちあるきを実施し、防災の視点も入れていくことが有効だと感じました。また、自治会等で、企業や農地との連携について、交渉していくこともできるのではと思いました。

加藤教授との意見交換

普段から積極的に買い物に行き、店舗との信頼関係を築くことが有効です。

まちあるきによって、気づかなかつた資源を発見できたことは良いことで、日ごろのまちづくり活動に活用すると良いと思います。

【グループ⑧】

茅ヶ崎駅に近いエリアで、大型店、公共施設、医療施設が多く、娯楽施設もあります。近隣に多くの生活サービスが立地しており、歩いて巡れることが、道が狭いこと、全て魅力として挙げられます。今後は、これら施設と防災に関する連携の方法を検討することが課題となります。

今後、イオンだけではなく、他の大型店との連携も進めていきたいです。また、若い人たちに防災分野に興味をもってもらいたい、参加してもらうためには、まちなかに若い人がいることが重要だと思います。例えば、スケートボード場をつくることや、商店街でフリマ、マルシェ等を開催すること、インスタグラム等のSNSの活用も進めたいです。

加藤教授との意見交換

大型店との連携は重要である一方で、個別店舗との連携も重要です。例えば、飲食店には次の日に使う食材が確保されていることもあります。そういうものを柔軟に活用すること。個別店舗や商店街との連携なども考えてはどうでしょうか。

【グループ⑨】

駅周辺には多くの機能が立地していて便利で、ほどよい田舎で何でもあることや、まちに精通している人が多く、まちを好きな人が多いことも魅力です。その他にも、中央公園内に珈琲屋さんがあると、にぎわいが生まれるなどの意見があり、まちづくりの希望がある地域を感じました。一方で、国道1号の地下道など防犯上危険なところや、マンションが増え、新たな住民とのコミュニケーションが課題だと思います。



6

既に、イオンと連携しているマンションがあるので、それをきっかけに、地域でも連携をしていきたいと思います。ただし、いざというときは、顔が見える窓口が必要なので、地域全体と大型店の連携の仕方、体制づくりが課題だと思います。

この防災“も”まちづくりワークショップをきっかけに住民間の連携や、新しい人材の発掘を進め、まちづくりに繋げたいと思います。また、SNSの活用などデジタル化にも取り組みたいです。

加藤教授との意見交換

今回は商業施設との連携について意見交換を行いましたが、一方で、工場との連携も考えられます。工場には様々な設備があり、災害時にはこの設備が役に立つことが想定されます。この地区には、大規模工場や小規模工場がたくさんあるので、工場との連携も検討していくことが望まれます。



【グループ⑩】

第六天神社は、地域で「いっとき避難場所」に指定しており、神社の構内には消防団の屯所もあり、歴史あるこの神社がまちの魅力であり、防火上の資源です。

また、十間坂自主防災会は、マニュアルを整備し、防災倉庫等の定期点検を実施しており、どのような体制ができているところ魅力です。

一方で、道が狭いことが課題といえます。

イオンとは、今後も地域のニーズを伝え情報交換をしていき、業務内容や施設がわからない企業や工場も多いので、対話をしていきたいです。

今後の取り組みとしては、防災の視点で定期的にまちあるきをすること、祭りや行事に若者や子どもを巻き込むこと、道筋に愛称を付けてコミュニケーションをとりやすくするなどの意見が挙げられました。

加藤教授との意見交換

この地区は、特に道が狭く、建物が密集しており、災害時に様々な危険性があると思います。それを背景に、自主防災活動が盛んになったと想定されます。この地区で、1つの自治会（十間坂自治会）が機能しているという面も、情報が伝わりやすいことや活動がまとまりやすい要因と考えられます。また、「いっとき避難場所」という地域のルールがあり、そこには消防団の屯所ある。避難者も含めて災害時に人の資源が集まる場所であります。とても素晴らしい取り組みだと思います。

【グループ⑪】

まちの魅力としては、公園に落ち葉が落ちていない、清掃がいきとどいているという自治会の力が挙げられます。また、電柱が道路ではなくて、民地内に設置されていることにより、道路が通行しやすくなっています。

今後の取り組みとしては、道路用地（三角地）を地域で活用していくことや、行き止まり道路をなくす取り組みをしていきたいです。



企業等との連携については、日ごろから飲みに行くときは元気で飲むなど、コミュニケーションをとることにより、WINWINの関係づくりをしていきたいです。今回つながったイオンとの関係を継続することや、他の企業との関係づくりを、地区全体で進めたいと思います。

加藤教授との意見交換

行き止まり道路は、災害時に民地内を通行できるように、住民同士で避難協定を結ぶ（事前に話し合っておく）という方法も考えられます。三角地は、道路用地ということでお供されるまでは暫定的な空き地ということであれば、地域から道路管理者である市へ活用を提案して、地域の活動の場として使っていることが考えられます。個別の店舗との連携は、余力の無い駅前で協定を結ぶことは難しいため、飲みに行くという例示がありました。日ごろからの信頼関係を築き、災害時に協力してもらえるような、暗黙のルールをつくっていくことが有効です。

【加藤孝明教授の全体講評】

3つの感想と、1つの提案をします。

1つ目、「人」、「モノ」、「くみ」、「若干の根性」、「愛」といった5つの要素が重要です。この地区には5つの要素があると思いますので、これらをつなげあわせることが重要です。イオン、住民以外の主体も探しながら、5つの要素を育てていくことが有効です。

2つ目、イオンは市と協定を結んでおり、市全体に貢献する必要があるということです。長岡の事例がありました。あの地域は、近くに住んでいる人が少なく、災害時の対応が茅ヶ崎地区とは異なることが考えられます。過度な期待はしないで、バランス感を持って連携を進めることが重要です。

3つ目、小さい災害は乗り越えやすいということです。台風19号は、ある意味、小さい災害と言えるでしょう。それよりも、とても大きい災害が起こる可能性もあります。大きな災害をイメージし、電気、ガス等のライフラインを使えず、建物の倒壊するような災害をイメージして、対策を考える必要があります。



7

8

最後に提案ですが、今回で2回のワークショップが終了し、次回が最終回となります。次年度の活動にどうつなげるかを考え、それぞれの立場で動き出してほしいと思います。次回までに、これまでのアイデアを基に、「何をするか」、「何ができるか」を具体的に考えてもらって、3回目のワークショップでまとめができれば良いと思います。第三者的に「こうするべきだ」という意見ではなく、「自分は何ができるか」、「連携するために何を始めるか」といったことを、次回に向けて、考えてみることを提案します。

◆閉会のあいさつ

前回のワークショップでは、意見が防災に集中しており、日常のまちづくりの話題は少なかつたと感じています。

一方で、今日は、まちの活性化につながる意見が多く出たと思います。日ごろのまちづくり活動と防災がつながるように、自分自身も考えてみたいと思います。

加藤教授から提案があったとおり、災害に備えて、やるのは自分たちなんだ。自分でできることは何なのか。災害を自分事と捉えて、次回のワークショップでとりまとめができるようにしたいと思います。

本日は、みなさんの意見や、イオン茅ヶ崎中央店からのお話など、面白い話が聞けたと思っております。次回もよろしくお願ひいたします。



茅ヶ崎地区まちづくり協議会
副会長 越川 善雄 氏

第3回 茅ヶ崎地区 防災“も”まちづくりワークショップ開催概要

1 開催概要

日 時 令和5年1月29日(日) 9:00~12:00
場 所 茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1, 2
参加者数 約40名

2 プログラム

- ① 開催のあいさつ 茅ヶ崎地区まちから協議会 会長 城田 祐行
- ② 第3回ワークショップの開催について NPO法人 日本都市計画協会 内山 征
- ③ ワーク・ディスカッション アクションプランの作成
防災“も”まちづくりマップの作成
- ④ 発表
- ⑤ 全3回ワークショップを通したまとめ 茅ヶ崎地区まちから協議会 会長 城田 祐行
- ⑥ 全体講評 東京大学生産技術研究所 加藤 孝明 教授
- ⑦ 閉会のあいさつ 茅ヶ崎地区まちから協議会
防災部会部長 佐藤 邦弘

3 ワークショップ内容

◆開催のあいさつ

11月からスタートしたワークショップも今回で最終回となります。

本日も内容が盛りだくさんですが、グループで力を合わせて、とりまとめをお願いします。

前回、加藤教授より、自分がやること、地域と連携してやることを考えるために宿題が出ておりました。この内容についても話し合ってください。今回のワークショップを区切りにして、結果をとりまとめたいと思いますので、よろしくお願いします。



茅ヶ崎地区まちから協議会
会長 城田 祐行 氏

1

◆第3回ワークショップの内容

第3回ワークショップは、これまで2回のワークショップで話し合ったことを踏まえて、とりまとめを行なう回です。

グループワークでは、前半、後半にかけて意見交換を行い、その後、発表を行います。

【前半：まちづくりのキャッチフレーズ及びアクションプランの作成】

茅ヶ崎地区をどんなまちにしたいか、来年度からの活動が一体感を持ってスタートできるように、また、地区にお住いの方に対するメッセージになるキャッチフレーズを考案します。さらに、地区の将来像に向けて、地域で進めていくべきまちづくり活動をアクションプランにまとめます。プランでは、その活動の効果、実施主体、時期を整理し、活動の中に込められた、「防災“も”」の効果についても整理します。

【後半：防災“も”まちづくりマップの作成】

第1回、第2回のワークショップと前半のグループワークで作成したアクションプランを集約し、すぐに取り組む内容とまちづくりの体制を1枚の図に整理します。



グループ区分

<グループワークの様子>



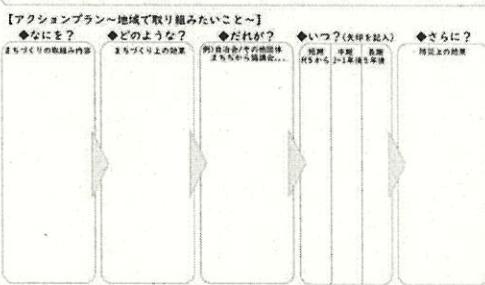
2

◆とりまとめる内容

●前半のグループワークでとりまとめる内容

第3回茅ヶ崎地区防災“も”まちづくりワークショップ
【まちづくりのキャッチフレーズ】

グループ①



●後半のグループワークでとりまとめる内容

第3回茅ヶ崎地区防災“も”まちづくりワークショップ サークルシート
【まちづくりのキャッチフレーズ】

グループ① 防災“も”まちづくりマップ

●グループワークのまとめ

●アクションプランのまとめ

●アクションプランのまとめ

●アクションプランのまとめ

◆グループワークの発表

各グループがとりまとめた結果を発表し、他グループの参加者から質問を受けるなど、内容の共有と意見交換を行いました。

グループ①キャッチフレーズ：「世代、地域を越えた共創とまちづくり」

コロナ禍でイベントが出来なかったことを乗り越え、複数の自治会が連携して、体育祭のような多世代が参加するイベントができる事を願って、キャッチフレーズを考えました。

アクションプランでは、自治会が中心となって、お祭りや野球、サッカー等の様々な団体と連携して、まちづくり活動を実施してみたいと思いません。

令和5年度から始めることとして、合同イベントや一時避難所となるパークスクエアの見学会等を行い、課題として挙げた、パークスクエア前にある都市計画道路用地（三角地）の活用については、中・長期的（2～5年後）な取り組みとして、地域で話し合いながら検討したいと思います。短・中期（～3年後）の取り組みとして、イベントなどを通じて、若い世代と交流したいと思います。

これらの活動を行う体制は、矢畑南自治会とパークスクエア自治会による定期的な会合を行なながら、取り組みを進めたいと思います。

参加者・加藤教授との意見交換

複数の自治会の合同イベントは、他のグループでも意見が出ており、横のつながりが重要であるということがわきました。

「共創」という言葉の中に、自治会単独から、地区全体で多様な主体が連携して、まちをつくりあげていきたいという思いが伝わってきました。

グループ②キャッチフレーズ：「まつりがつなぐ人づくり」

アクションプランでは、コロナ禍で実施することができなかった、納涼祭、秋祭りなどを再開し、中学生やマンション住民の参加を促したいです。多くの人に参加してもらうことで、多様な人々とのつながり、地域の一体感をつくっていきたいと思います。

この取り組みを進めるためには、各自治会や団体等のつなぎ役となる、まちから協議会を中心となって進めることが望まれます。

3

祭りなどの地域イベントを行うことで、将来、地域の担い手となる中学生等に参加してもらい、近隣の住民同士がコミュニケーションを取ることで、結果として防災“も”まちづくりに繋がることを認識してもらうことも大切だと思いました。

令和5年度から行う活動として、まずは、まちぢから協議会を中心に、まちづくりの方向性をとりまとめていただき、各自治会や各団体の活動にブレイクダウンしていくのが良いと思います。

参加者・加藤教授との意見交換

複数の自治会との連携や、マンション自治会と戸建て住宅地の自治会との連携は、災害を乗り越える上で、とても大切なことです。祭りのように、楽しく活動しながら、防災につなげる意識が重要です。

まちぢから協議会への期待が出されました。各自治会をまとめ、一定の方向性を示すの上で、機動力、実効性のある体制にしていくことが望れます。

グループ3:キャッチフレーズ:「ワクワクつながるまちづくり」

地域内には、中央公園、工場、マンション、イオン等の商業施設など、多様な施設が立地していることが魅力です。

一方で、情報の共有や自治会の加入率が低いことが課題となります。

地域内にあるマンションと戸建て住宅地のメリット・デメリットをそれぞれ活かしていくことが必要と考えおり、例えば、マンションは倒壊する心配がないので、災害直後の避難場所として使わせていただく一方で、水道の復旧等が遅れる事も考えられるので、戸建て住宅でお風呂に入れてもらうなど、連携していくことが重要だと思います。

アクションプランとしては、自治会への加入促進、人材発掘を早急に進めたいと考えます。この人材発掘については、自治会単独ではなく、まちぢから協議会が協力して、茅ヶ崎地区全体で進める必要があると思います。

まちづくりの体制として、茅ヶ崎地区全体で、防災“も”まちづくりを進める部会をつくり、活動を進める仕組みづくりをしていくことが必要だと思います。

参加者・加藤教授との意見交換

お互いの長所を持ち寄り、短所を克服する視点がとても良いと思いました。

中央公園や市役所前広場などの地域資源を使ってイベント等を開催し、茅ヶ崎地区全体で、楽しいまちづくりを進めていければ良いと思います。

「ワクワクをつなげるまちづくり」については自分の自治会でも話し合いたいです。

5

グループ4:キャッチフレーズ:「世代を超えて顔が見えるまち」

取り組みを進めるためには、自分でやること楽しく活動することが重要で、まずは、そのきっかけづくりが必要と考えました。

例えば、ドーナツづくりが得意なので、食べる、つくる会を立ち上げてドーナツを目的に集った人が顔を合わせ、繋がりを持つことで、災害時にも協力ができると思います。

仲間を増やしていくために、盆踊りを復活させることや、ペタンクを体験してみること、無事

ですカードの取り組みを広げていくほかに、LINEグループを活用するなど、情報を共有していく仕組みも大切だと思います。

コロナ禍で人が集まる機会が少なくなりましたが、さまざまな活動を再開し、防災意識を高めていくことが望まれます。

すぐに実施する活動は、イベントの復活、敬老会の開催、ドーナツをきっかけにしたネットワークづくりを進めてみたいと思います。



参加者・加藤教授との意見交換

イベントが再開され、ドーナツを楽しめる機会ができるといいなと思いました。小さな集まりからでもすぐに開始して、まずは、顔を合わせる機会をつくることが重要だと思います。

また、このグループは、高齢者や障害者に対して、災害時に他の人の力を頼るだけではなく、自分でできる事を考えるという意見が出していました。公助や共助の限界を知って、自助でできることを浸透させることは重要な視点だと思います。

グループ5:キャッチフレーズ:「年齢性別関係なくやれることをやれる人がやる」

千ノ川沿いの桜やお店、遺跡を巡る散策コースを作って、まちあるきイベントを行い、その中で広域避難場所を確認するなど、災害に備えた防災“も”まちづくりにつなげていきたいと思います。

また、マンション自治会と戸建て住宅地自治会が連携するために、まちぢから協議会に、新しい体制づくりをお願いしたいです。

すぐに始めるとして、①まちあるきの企画・実施、②イベントの開催、③情報交換の順で進めていきます。



6

参加者・加藤教授との意見交換

「やれることをやる」という視点はとても重要であり、人それぞれ得意なことが違うので、それらを集めて上手く組み合わせれば、地域の力になると思います。

今後、まちづくりを進めていく上で、新しい体制を具体化していく必要があります。この体制づくりを進め、まずは「やれることをやってみる」といった視点が、重要だと思います。

グループ6:キャッチフレーズ:「子どもも気軽につながり助け合えるあたかいまち」

茅ヶ崎地区の中でも比較的地震が高く、浸水に対して最も安全性が高い地域のため、広域避難場所となっているTOTOの工場には、災害時に多くの人が集まる可能性があります。地域の特性を踏まえて、何ができるかを考えていきたいと思います。

課題として、公園が少ないとや道路が狭い中で交通が激しいこと、マンション自治会と戸建て住宅地自治会の連携、自治会加入者の減少などに対応したまちづくりを進めていきたいです。

アクションプランとして、令和5年から夏祭り、一斉清掃、防災訓練などを実施したいです。また、近隣自治会と情報を共有する等、連携することを進めます。子どもは地域の宝なので、小さい子どもが参加できる取り組みを実施し、老人会のない自治会には、新たに老人会を設置して、高齢者の横の連携を図る取り組みを行います。

中長期的には、まちぢから協議会の協力を得ながら、地域における利便性を向上するためポストや自動販売機、コンビニの誘致を考えたいです。

参加者・加藤教授との意見交換

小さい子どもをもつ親が、気兼ねなく会合等に参加できる環境を整えることも重要です。例えば、今回の会議のような機会でも、会場内に子どもの遊び場があれば、親は安心してまちづくりの話し合いに参加できます。多世代の交流を図る上では、このような気遣いも重要です。



◆全3回ワークショップを通したまとめ

今回、茅ヶ崎地区で取り組んだ防災“も”まちづくりワークショップですが、この結果をしっかりと次の活動に繋げていきたいと思います。

各グループからの発表で、皆さまのまちぢから協議会への期待が大きいということを把握することができました。また、その役割も明確になりつつあることから、この活動の流れを絶やすことなく、来年度も続けていきたいと思います。

まずは、来年度、みなさんに再度、集まっていただき、グループごとのキャッチフレーズや検討結果を、茅ヶ崎地区的プランとして、まとめるところから始めたいと思います。また、今回のワークショップで、歩いたまち、また、グループで話し合ったことを忘れないでほしいと思います。



◆加藤教授の全体講評

今回のワークショップをきっかけに、茅ヶ崎地区において、防災“も”まちづくりがスタートします。このワークショップで何を話し合ったかを思い出してください、平時や災害時の活動において、これまでのまちづくり活動はどういった位置づけを持つのか、検証することが重要です。

その上で、今回、作成したアクションプランのような新しい活動をスタートしていくのが良いと思います。

来年度は、この地区でシンポジウムが予定されています。茅ヶ崎地区全体への周知、そして共有することで、共感と一緒に活動するメンバーを増やし、さらに新しいアクションに拡大していく、このようなスパイラルを描くことで、次の大規模災害を乗り越えられる地域の力が出来上がります。

今回、キャッチフレーズで出された「つながり」は必要条件となり、様々な方たちが連携した中で、必要なアクションをイメージしていくことが重要です。

年齢、性別、マンションと戸建て、住民と商業者や企業など、この地域の多様性を地域資源・持ち味として、いざというときに、連携して力を発揮できるよう、ひと、もの、空間、しぐみ、若手の努力、愛、そして、今回提案された「ワクワク」を活用して、フットワークの軽い体制づくりをした上で、活動をスタートし、未来を目指していきましょう。

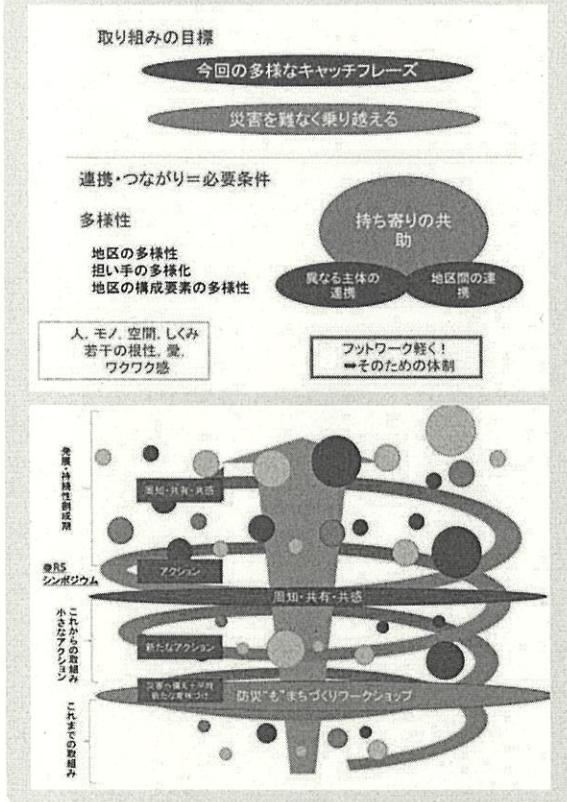


7

27

8

◆加藤教授が説明した資料



9

10

◆閉会のあいさつ

私自身は第2回ワークショップからの参加となりましたが、まちあるきでグループの皆様と話しながら地域内を見るなかで、この地域には様々な資源があることに気づきました。

また、今回の発表の中に、とても良い考えが多くあり、例えば、既にLINEグループをつくり、情報交換を始めようという具体的な動きがありました。

接点を持ち、つながりを強くすることは、地域の防災力を高め、活動の幅を広げることにもなるため、ぜひ、今回のワークショップで参加された皆様には、この出会いを大切にし、今後の活動に活かしてもらいたいと思います。

以上で、計3回に渡る茅ヶ崎地区防災“も”まちづくりワークショップを閉会します。

